

弁理士法施行規則

平成12年12月28日通商産業省令第411号

改正：平成23年12月28日経済産業省令第72号（特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令）

改正前	改正後
-目次-	
施行日：平成24年 4月 1日	
<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p> 第一節 弁理士試験（第二条-第十二条）</p> <p> 第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十三条-第二十一条）</p> <p>第二章の二 実務修習（第二十一条の二-第二十一条の二十四）</p> <p>第三章 登録（第二十二条-第二十四条）</p> <p>第四章 継続研修（第二十五条-第二十八条）</p> <p>第五章 特許業務法人（第二十九条-第三十三条）</p> <p>第六章 情報の公表（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第七章 業務の制限の解除（第三十六条-第三十九条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p> 第一節 弁理士試験（第二条-第十二条）</p> <p> 第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十三条-第二十一条）</p> <p>第二章の二 実務修習（第二十一条の二-第二十一条の二十四）</p> <p>第三章 登録（第二十二条-第二十四条）</p> <p>第四章 継続研修（第二十五条-第二十八条）</p> <p>第五章 特許業務法人（第二十九条-第三十三条）</p> <p>第六章 情報の公表（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第七章 業務の制限の解除（第三十六条-第三十八条）</p> <p>附則</p>
-本則-	
施行日：平成24年 4月 1日	
<p>第七章 業務の制限の解除 （登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）</p> <p>第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請</p> <p>二 特許権、実用新案権若しくは意匠権につ</p>	<p>第七章 業務の制限の解除 （登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）</p> <p>第三十六条 令第七条第九号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請</p> <p>二 特許権、実用新案権若しくは意匠権につ</p>

<p>いての専用実施権若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権若しくはこれらの専用実施権についての通常実施権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請</p> <p>三 商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請</p> <p>四 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第三十条の二（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p>	<p>いての専用実施権◆削除◆又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請</p> <p>三 商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請</p> <p>四 特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第三十条の二（実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出</p>
-本則-	
<p>施行日：平成24年 4月 1日</p>	
<p>（特許証等の再交付の請求）</p> <p>第三十七条 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第十二項、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第八項及び商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二條第九項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。</p>	<p>（特許証等の再交付の請求）</p> <p>第三十七条 令第七条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第六十七条（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第十一項、意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第九項及び商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。</p>
-本則-	
<p>施行日：平成24年 4月 1日</p>	
<p>（学術団体又は博覧会の指定の申請）</p> <p>第三十八条 令第七条第十一号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則第十九条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第二十二條の二第一項（実</p>	<p>◆削除◆</p>

用新案法施行規則第二十三条第三項及び商標法施行規則第二十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出とする。	
-本則-	
施行日：平成24年 4月 1日	
(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請) 第三十九条 令第七條第十二号に規定する経済産業省令で定める手続は、商標法施行規則第一條第一項の規定による申請書の提出とする。	(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請) 第三十八條 令第七條第十一号に規定する経済産業省令で定める手続は、商標法施行規則第一條第一項の規定による申請書の提出とする。
-改正法・附則・題名- ～平成23年12月28日 経済産業省 令 第72号～	
施行日：平成24年 4月 1日	
◆追加◆	附 則 (平成二三・一二・二八経産令七二)抄
-改正法・附則- ～平成23年12月28日 経済産業省 令 第72号～	
施行日：平成24年 4月 1日	
◆追加◆	(施行期日) 第一條 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。
